

# 令和7年度 常陸国ロングトレイル整備・活用等業務委託仕様書

## 1 委託業務名

令和7年度 常陸国ロングトレイル整備・活用等業務委託

## 2 委託業務の目的

茨城県県北地域における観光・交流を核とした地域づくりを促進するため、県北地域に点在する多様な地域資源（自然、歴史・文化遺産、食、アクティビティ、温泉等）をつなぐ常陸国ロングトレイルコース（以下「コース」という。）の整備や活用等を進めていくことで、新しい滞在・体験型のツーリズムを推進する。

（※）県北地域・・・日立市、常陸太田市、高萩市、北茨城市、常陸大宮市及び大子町

## 3 委託期間

契約の日から令和8年3月31日まで

## 4 委託業務の内容

### （1）コースの整備

#### ① 実施時期

令和8年3月まで

#### ② 整備計画の作成

- ・委託者が提供する別添コース案をもとに、現行の登山道や地域資源に関する情報を再整理し、整備計画を作成すること（なお、既存区間についても委託者と協議の上、作成すること）。
- ・整備計画の作成にあたっては、コース通行者・利用者が快適で安全に通行できるよう配慮すること。
- ・整備計画には、コース上の下草刈等を行う箇所、道標を設置する箇所及び設置の向き、コース中の急斜面や地面が滑る等の危険箇所（以下「通行危険箇所」という。）の解消のためのロープや鎖等（以下「ロープ等」という。）を設置する箇所について、図面に図示するとともに、現地の写真を整理すること。
- ・整備計画の作成にあたっては、権利関係等を委託者等に確認するとともに、現地コーディネーターと調整した上で、作成し、委託者へ提出・了解を得ること。
- ・なお、国有林野貸付及び自然公園内での作業許可等に関する必要書類等の提出に関する作業協力を求められた際は、委託費の中から対応を行うこと。
- ・整備計画を変更する場合や不備のある場合においては、委託者より都度指示を受け、場合によってはコースの変更、再案をした上で本提出とすること。

#### ③ 整備の実施

- ・②で了解を得られた整備計画に基づき実施すること。
- ・整備に当たっては、国有林野貸付若しくは民有地の地権者の同意等の作業許可の手続きが完了した範囲に限って行うものとする。
- ・コース通行者・利用者が快適で安全に通行及び利用できるように整備すること。
- ・作業にあたっては、コース利用者等及び作業員の安全確保に十分留意するとともに、ボランティア保険若しくはイベント共済保険等への加入を行うこと。

- ・ コースに崖崩れ等危険箇所を発見した場合は作業を中断し、ただちに委託者へ報告すること。

#### <下草刈の留意事項>

- ・ 作業で発生した刈草等の処分は原則行わないが、コース利用者等の妨げにならないよう遊歩道外への集草を行うなどの対応をすること。

#### <道標の設計・製作・設置の留意事項>

- ・ 道標製作・設置については、委託者の提供する道標デザインを使用するとともに、デザインガイドライン等に基づき、実施すること。
- ・ 道標に掲載する内容について、既存の道標を元に製作し、委託者へ提出・了解を得ること。
- ・ 道標及びテープ等の裏面等に、事業名及び「茨城県」等の設置主体が分かる標記を記載すること。
- ・ 道標以外にも簡易的なコース表示のため、木に括り付ける紙テープやセロファン等（以下「テープ等」という。）も設置し、コースが分かりやすくなるよう留意すること。

#### ④ 整備実施後の報告

- ・ 業務日報にカラー写真（現場状況、作業実施前後等）及び作業実施箇所を記載したマップ等を添付した月報を提出すること。また、全業務完了後、速やかに完了報告書を提出すること。

#### ⑤ その他

- ・ 業務の実施にあたって、購入した備品等については、台帳等にまとめて適切に管理するとともに、委託者に提出を求められた際には、速やかに提出すること。
- ・ 作業を進める上で不測の事態が生じた場合やこの仕様に記載のない事項について疑義を生じた場合、協議の上誠意を持ってその解決にあたるものとする。
- ・ その他、コースの整備にあたって必要となる情報について、適宜委託者へ報告すること。

### (2) 現地コーディネーターへの対応

#### ① 現地コーディネーターとの連携等

事業の実施にあたっては、必要に応じて、委託者の指定する現地の情報に精通した地元の案内人を現地コーディネーターとして配置し、以下の役割を務めてもらうこととしているため、連携を図りながら業務を進めるとともに、役割の遂行について報償を支払うこと。

#### ② 現地コーディネーターの役割

- ・ コースの整備・活用にあたっての地元情報の提供、助言
- ・ コース案のブラッシュアップにあたっての地元情報の提供、助言 等

### (3) WEB管理及びコンテンツの充実

#### ① 実施時期

令和7年4月から令和8年3月まで

#### ② 実施内容

- ・ 令和2年度に開設したWEBサイトを別添1のとおり管理・新規コンテンツの拡充を図るとともに、各項目について、適宜最新情報に更新すること。
- ・ 委託者から記事を追加・更新するよう指示があった際には対応すること。また、受

- 託者の判断により記事を追加・更新する際には、委託者に確認のうえ実施すること。
- ・ コースについて、開通したコースのデータ（gpx、kml 等）を公開し、ダウンロードできるようにすること。
  - ・ （４）で作成する周遊型マップについて、WEB上で閲覧できるようにすること。
  - ・ 踏破証明書の発行フォームへ申請があった場合、発行にかかる確認及び発行手続きを行うこと。
  - ・ コースを歩く際の登山計画の提出やコース上の危険個所の注意喚起、近隣の通行禁止エリア等の周知など、コースに係る安全管理情報を発信すること。
  - ・ 問合せフォームを設け、問合せがあった場合、委託者の判断を要さないものについて回答をすること。また、問い合わせ内容については、委託者へ報告すること。
- （４）コース及び地域資源等の周遊型マップの作成・PR
- 多様な顧客層を目指し、コースに何度も来てもらえるよう、以下アのとおり、開通済みコース（令和7年度開通見込コースを含む。）への複数のアクセス方法を網羅した携行用のアクセスマップを作成すること。
- また、情報発信の効果を高めるため、雑誌等の広告媒体を活用し、イのとおり当該アクセスマップを活用した地域資源情報の発信を行うこと。

#### ア アクセスマップの作成

（ア）作成数 1. 5万部

※アクセスマップは、県北地域の魅力向上に資するものとする。

※印刷物は、WEB サイトでも閲覧可能な形式（PDF ファイル等）で掲載する。

※その他規格やレイアウト、デザイン等については、提案による。

（イ）留意事項

- a アクセスマップについては、コースが一目で分かり、次回の来訪を促すような仕掛けをすること。
- b 登山中の携行性に配慮するとともに、コース上の標高差が分かる図を掲載するなどの登山計画を立てやすいものとする。
- c 県外からの来訪に配慮し、公共交通機関等の周辺ポイントからのアクセス案内をすること。
- d 県北地域にある地域資源の案内、利用のルール及びマナー並びにトイレ及び水場等の案内を入れること。なお、QR コード等により、WEB サイト等の観光案内情報を閲覧できるようにしても構わない。
- e QR コード等を記載し、WEB サイトへの案内及びPDF ファイルでの閲覧も容易に利用できるようにすること。
- f 国外からの観光客にも対応するため、日・英の2か国語以上の表記とすること。
- g 2回以上の校正を行うこと。

（ウ）納期等

委託者と協議の上、令和8年3月までに作成・納品すること。

また、委託者と協議の上、委託者が定める配布計画に基づき、配布計画先へ納品すること。

#### イ アクセスマップを活用した地域資源情報の発信

(ア) 雑誌等の広告媒体

広告媒体の選定（1誌とする）、広告の掲載回数等については、提案による

(イ) 掲載時期

委託者と協議の上、誘客に効果的と思われる時期に実施すること。

(ウ) 留意事項

a 原則として、現地において取材を行うこと。

b 雑誌等については、4～6ページ程度（原則2ページ以上）で、コースのイメージ向上に効果的な掲載とすること。

5 想定スケジュール案（想定なので、コース整備の進捗や地域事情等も考慮して提案すること）

項目	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期
(1) コースの整備	※下草刈り及び道標設置 ※下草刈り	※計画作成（権利関係の調整が完了した場所から）	※下草刈等	※道標製作・設置 ※随時実施できるように作
(2) 現地コーディネーターの配置		※随時連携（情報提供・助言等）		
(3) WEB管理・コンテンツの充実		※WEB管理 ※コンテンツ拡充		
(4) マップの作成・PR	※マップ作成に係る	※情報収集	※マップ作成	
		※アクセスマップを活用したPR事業		

6 県の関連事業等との連携

業務の実施にあたっては、県が別に実施するロングトレイルに係る事業と効果的に連携すること。

7 著作権の取扱い

(1) 本委託業務の実施による文章、画像、音声その他一切の著作権については、委託者が保有するものとし、受託者が複写、複製その他の方法により他の利用に供する場合は、あらかじめ委託者の承諾を得なければならない。

(2) 受託者は、成果品にかかる著作権者人格権を有する場合においても、これを行使しないものとする。

7 成果品等

受託者は業務完了後、委託業務完了報告書（委託契約書様式第2号）とともに、以下のものを委託者へ提出すること。

(1) 提出物

- ・ 実績報告書 正本1部（紙媒体）及び電子媒体
- ・ 収支計算書 正本1部（紙媒体）及び電子媒体
- ・ その他調査に関連して作成した資料等の電子媒体 1式
- ・ ホームページのバックアップデータ 1式（電子媒体）
- ・ マップ 1式（紙媒体及び電子媒体）

(2) 提出期限

令和8年3月31日

(3) 提出先

〒310-8555 茨城県水戸市笠原町978番6 茨城県政策企画部県北振興局

## 8 その他

- (1) 業務の実施にあたっては、委託者と綿密な連絡を取り、その指示に従うこと。
- (2) 受託者は、業務の進捗について、随時委託者に報告すること。
- (3) 当委託業務の契約に関する費用（印紙代を含む）は、受託者の負担とすること。
- (4) この仕様書に定めのない事項または業務に疑義が生じた場合については、委託者と協議して定めるものとする

## WEB管理及びコンテンツの充実業務委託仕様

### 1 常陸国ロングトレイルホームページの運営及び管理

以下の内容を踏まえつつ、県北地域の里山や現在整備を進めている常陸国ロングトレイルの魅力を発信し、県北地域への誘客を促進するホームページとすること。

なお、記事を追加・更新する際には、委託者に確認のうえ実施すること。

#### (1) 運用管理及び保守

- ① WEBサイト制作にあたっては、以下の「Webアクセシビリティ指針」に準拠すること。( [https://www.pref.ibaraki.jp/kigyou/site\\_policy/format/guidelines.pdf](https://www.pref.ibaraki.jp/kigyou/site_policy/format/guidelines.pdf) )
- ② ホームページについて適切に管理を行い、障害が発生した時には、直ちに委託者に対して報告を行うとともに、受託者の費用に応じて対策を講じ、復旧を行うこと。
- ③ システムの運用管理及び保守を行うものを明確に定め、個別のID、パスワード等によりアクセス権限を管理すること。権限を持つものに異動等があった場合には速やかにパスワード等を抹消するとともに、委託者に報告を行うこと。
- ④ サーバー、回線は想定するアクセス数等を踏まえ必要かつ十分な容量とし、システム関連機器は耐障害性に優れた構成にするなど信頼性が確保できるものとする。
- ⑤ アプリケーションは、透明性の高いオープンソースのものを使用し、必要に応じてソースプログラムの改造等のカスタマイズができるものとする。また、アプリケーションに脆弱性が発見された場合は、製品ベンダーが提供する修正プログラム(パッチ)を適用したり、ネットワーク経由でのアップデートを行ったりするなど速やかに対応すること。
- ⑥ 運用管理は次のとおりとすること
  - ・ 稼働状況監視 (ログチェック、ヘルスチェック)
  - ・ 障害対策
  - ・ 機器の保守点検 (年に1回以上)
  - ・ バックアップ (四半期ごとに1回以上)
  - ・ セキュリティ情報の収集、報告及び対策
  - ・ ウイルス対策
- ⑦ システムの更新作業や機器の交換等システムの運用において発生した作業内容については作業記録を作成し、適切に管理すること。
- ⑧ 運用管理において取得したバックアップのデータについては、本事業の業務実施期間満了後、適切な管理のもと1年以上保管するとともに、システムログやアクセスログについても取得から1ヶ月程度閲覧可能とすること。
- ⑨ システム環境(サーバー等)やシステム関連機器の変更、データベースの移行等を行う必要が生じた場合は、委託者の了承を得たうえで、受託者において変更や変更前のバックアップを行うとともに、変更や移行後の動作試験を行うなどホームページの継続的な運用に支障がないように実施すること。なお、これらの経費は委託費に含むものとする。

- ⑩ 必要に応じて委託者からの指示に基づき、CMS等の軽微なシステム改修を行うこと。
- ⑪ 委託者からの技術的問い合わせや更新依頼及び障害発生等に常に対応できるよう、サポート体制を整備すること。
- ⑫ 定期的にアクセス解析を実施すること。

(2) 運用に関する定期報告

- ① 毎月、下記事項を記載した報告書を委託者に提出すること。
  - ・ 当月のアクセス状況
  - ・ 当月に実施したシステム改修等の内容
  - ・ その他ホームページの運用に関して実施した事項。
- ② 報告書は、報告月の翌月 10 日までにデータのメール送信により提出すること。

(3) セキュリティ対策

- ① 使用するウイルス対策ソフトについては、最新のパターンファイルを使用したチェックを行うとともに、不正アクセス、ハッキング等についても対策を講じること。
- ② セキュリティホールのチェックを行い、問題が発見された場合には速やかに対策を講じること。
- ③ 常に最新のセキュリティインシデントの情報を収集し、対策に努めること。
- ④ システムで取り扱う情報は、すべて暗号化处理 (SSL 等) を施し、対策に努めること。
- ⑤ 委託者が定期的実施するセキュリティ診断等については、その指示に従い、適切に対応するとともに、異常が検出された場合は速やかに改善策を講じること。なお、これらの経費は委託費に含むものとする。



# ○ 令和7年度整備コース案





